

豊監公表第11号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和元年度(2019年度) 行政監査を実施したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次の とおり公表します。

令和2年(2020年)6月12日

豊中市監査委員 酒 本 毅

同 相 間 佐基子

同 酒井哲也

雨 藤田浩史

令和元年度(2019年度) 行政監査結果報告 「謝礼金の支払事務について」

豊中市監査委員

目 次

Ι.	監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 監査対象	
	2. 監査対象部局	
	3. 監査の着眼点	
	4. 監査の実施内容	
	5. 監査の期間	
Π.	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1. 謝礼金の支払事務について・・・・・・・・・・・	2
	2. 平成30年度(2018年度)の謝礼金支払状況・	3
	(1) 部局別支払状況・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 目的別支払状況・・・・・・・・・・・・・	4
	(3) 金額別支払状況・・・・・・・・・・・・	5
	3. 謝礼金の支払事務についてのアンケート・・・・	6
	(1) アンケート対象謝礼金について・・・・・・・	6
	(2) 講師等の選定等について・・・・・・・・	7
	(3) 謝礼金の基準等について・・・・・・・・	8
ш.	むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
行政	女監査調書(別紙)・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

I. 監査の概要

1. 監查対象

謝礼金の支払事務

2. 監査対象部局

計20部局

(人権政策課、総務部、財務部、市民協働部、健康福祉部、環境部、資産活用 部、会計課、政策企画部、都市計画推進部、都市活力部、都市基盤部、こども 未来部、危機管理課、消防局、教育委員会、市議会事務局、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局、農業委員会事務局)

3. 監査の着眼点

本市では、毎年、市民向け講演会、講習会、職員研修等の講師などに謝礼金を支払っている。また、昨今では市民協働が推進され、市の事業に協力いただいた市民 や団体にも謝礼金を支払っている。

謝礼金は、円滑な事業執行に役立つ一方で、契約書を交わさないものが多く、履行確認書の添付は支払条件となっていない。また、その金額も謝礼という性質上競争性が働かず、担当課の裁量によるところが大きいと思われる。

そこで、謝礼金の支払について、その事務の執行が法令に適合し、正確で、最少 の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか 次の事項を着眼点として監査を行った。

- ①支出金額は基準を定めているか。その支出金額は適切か。
- ②基準がないものの支出決定は、適切な判断のもとで行われているか。
- ③支出科目は、謝礼金が適切か。

4. 監査の実施内容

監査対象部局に行政監査調書(別紙)の提出を求めるとともに、必要に応じて担当者から説明を聴取し、監査を行った。

5. 監査の期間

令和元年(2019年)11月27日から令和2年(2020年)4月28日まで

Ⅱ. 監査の結果

1. 謝礼金の支払事務について

会計課の手引きによると、謝礼金とは、「講習会、研修会の講師、助手の謝金又は 会場等の利用に対する謝礼等役務の提供によって受けた利益に対する代償として支 給するもの」とされている。

役務の提供がなくても支払われる奨励の意味をもつ報奨金とは異なる。

役務の提供に対する支出科目としては、謝礼金のほかに、役務費や委託料などがある。

役務費や委託料などの支払事務は、原則、競争入札などで業者を選定し、契約書を交わし、その業者から役務の提供を受けたあと、履行確認をし、業者から請求書を受領し、それらの請求書と履行確認書を支出命令書に添付し、会計課の審査を経て、支払われる。

そして、一定金額以上の契約のうち随意契約により締結されたものは、市ホームページで、業務内容、契約先、契約金額、随意契約理由が公表される。

一方、謝礼金の支払事務は、ほとんどの場合、役務の提供は業者ではなく個人であり、その支払金額も低額であることが多い。他の支出科目と異なり、競争入札や比較見積りは求められていない。また、請求書と履行確認書の添付されない支出命令書によって支払われるものもある。

そして、謝礼であるという性格上、また個人への支払であることから、市ホームページでその業務内容や支払先などは公表されない場合が多い。

謝礼金は、他の支出科目の支払と比べて、講師などの依頼先選定、金額設定、履行確認などにおいて、担当課の裁量が大きい支出科目といえる。

- 2. 平成30年度(2018年度)の謝礼金支払状況
- (1) 部局別支払状況

各部局における平成30年度(2018年度)の支払状況は、次のとおりである。

表1:平成30年度(2018年度) 謝礼金支出件数、支出金額(部局別)

	支出	 件数	支出	金額	1件当たり
部局名	件数	構成比	金額 (千円)	構成比	平均金額 (千円)
人権政策課	157	5%	4,806	2%	31
総務部	89	3%	25, 754	11%	289
財務部	7	0%	230	0%	33
市民協働部	180	6%	5, 959	3%	33
健康福祉部	521	17%	82, 735	35%	159
環境部	39	1%	1,542	1%	40
資産活用部	0	0%	0	0%	1
会計課	0	0%	0	0%	-
政策企画部	28	1%	909	0%	32
都市計画推進部	43	1%	1, 563	1%	36
都市活力部	78	3%	6, 547	3%	84
都市基盤部	2	0%	21	0%	10
こども未来部	367	12%	8,639	4%	24
危機管理課	0	0%	0	0%	-
消防局	8	0%	374	0%	47
教育委員会	1, 528	50%	96, 277	41%	63
市議会事務局	0	0%	0	0%	-
選挙管理委員会事務局	1	0%	7	0%	7
監査委員事務局	0	0%	0	0%	
農業委員会事務局	1	0%	55	0%	55
総計	3, 049	100%	235, 417	100%	77

※この表は、財務会計システムからのデータを監査委員事務局が集計したものである。

支出金額を見ると、一番割合が高いのは、41%の教育委員会である。小中学校の児童生徒向け講演会、公民館講座などの支払があるためである。

2番目に割合が高いのは健康福祉部で35%である。これは、乳幼児等の健康診 査業務従事者(医師、看護師等)への支払があるためである。

支出件数を見ると、一番割合が高いのは、50%の教育委員会である。小中学校 全59校各校で児童生徒向け講演会が行われているためである。

なお、支出件数とは、支出命令書の枚数の数であり、複数の支払をまとめて支出 する場合も1件としている。 1件当たりの金額が最も大きいのは、総務部である。これは住宅土地統計調査員 162名に対する支払1,175万円が、まとめて支払われているためである。

(2) 目的別支払状況

目的別の平成30年度(2018年度)の支払状況は、次のとおりである。

表2:平成30年度(2018年度)謝礼金支出件数、支出金額(目的別)

	支出	件数	支出会	金額	1件当たり
支出目的	件数	構成比	金額 (千円)	構成比	平均金額(千円)
1. 市民向け講演会、教室、イベント等	761	25%	24, 144	10%	32
2. 児童生徒向け講演会、教室、 実技指導、学習補助等	889	29%	56, 337	24%	63
3. 職員向け講演会、研修会等	383	13%	18, 544	8%	48
4. 事業協力、事務補助等	157	5%	25, 343	11%	161
5. 医師、看護師等による健診、 相談、指導等	239	8%	71, 891	31%	301
6. 協議会、委員会等出席等	56	2%	3, 115	1%	56
7. 相談、助言、指導、採点等	327	11%	27, 418	12%	84
8. 通訳、翻訳、原稿執筆、 編集、アンケート回答等	134	4%	4, 916	2%	37
9. イベント時の手話通訳	74	2%	3, 489	1%	47
10. イベント時の一時保育	29	1%	219	0%	8
総計	3, 049	100%	235, 417	100%	77

※この表は、財務会計システムからのデータを監査委員事務局が集計したものである。

支出金額を見ると、一番割合が高いのは、31%の「医師、看護師等による健診、 相談、指導等の支払」である。具体的には、乳幼児健診、母子保健訪問指導、予防接 種などである。

支出件数を見ると、一番割合が高いのは、29%の「児童生徒向け講演会、教室、 実技指導、学習補助等」である。具体的には、障害児・生徒スクールサポーター、 小・中学校での障害当事者講演会、部活動指導、放課後こどもクラブ遊び指導 などである。

(3)金額別支払状況

部局ごとの金額別の平成30年度(2018年度)の支払状況は、次のとおりである。

表3:平成30年度(2018年度) 謝礼金支出件数(部局・金額区分別)

		5 千円	1 万円	2 万円	5 万円		
 部局名	5 千円	超~	超~	超~	超~	10 万円	総計
Hb/HJ/71	以下	1万円	2 万円	5 万円	10 万円	超	ואני דו
		以下	以下	以下	以下		
人権政策課	19	35	23	54	21	5	157
総務部	7	3	15	10	15	39	89
財務部	ı	ı	ı	6	1	ı	7
市民協働部	26	40	47	37	26	4	180
健康福祉部	12	75	73	141	90	130	521
環境部	4	9	15	6	2	3	39
資産活用部	ı	ı	ı	ı	-	ı	-
会計課	-	1	-	-	-	-	-
政策企画部	4	4	13	1	5	1	28
都市計画推進部	-	3	12	18	10	-	43
都市活力部	6	13	12	26	8	13	78
都市基盤部	1	1	1	-	-	-	2
こども未来部	64	74	142	56	24	7	367
危機管理課	1	1	-	-	-	-	-
消防局	1	1	-	4	2	1	8
教育委員会	235	367	386	260	137	143	1, 528
市議会事務局	1	1	-	-	-	-	1
選挙管理委員会事務局	_	1	1	1	_	_	1
監査委員事務局	ı	-	-	_	_	_	_
農業委員会事務局	ı	-	_	_	1		1
総計	377	626	739	619	342	346	3, 049

[※]この表は、財務会計システムからのデータを監査委員事務局が集計したものである。

全支出件数3,049件のうち、77%の2,361件は、5万円以下の謝礼金である。

最も支出金額が大きい謝礼金は、住宅土地統計調査員162名に対する支払1, 175万円(総務部行政総務課)であり、そのほかの支出金額が大きいもの(定期支 払)としては、以下のものがある。

- ・乳幼児健康診査に係る医師・心理士・歯科医師等謝礼金2月分(健康福祉部保健 所) 108名分 346万円
- ・障害児・生徒スクールサポーター活動謝礼金10月分(教育委員会児童生徒課) 85名分 244万円
- ・公害健康被害予防事業に係る医師・事務員・保健師等謝礼金5月分(健康福祉部保健所) 50名分 137万円
- ・庄内少年文化館スクールソーシャルワーカー謝礼金11月分(教育委員会児童 生徒課) 11名分 117万円

3. 謝礼金の支払事務についてのアンケート

(1) アンケート対象謝礼金について

平成30年度(2018年度)謝礼金支出件数3,049件のうち、全支出担当課等ごとに、支出金額が大きいもの、小さいもの、その他のもの、あわせて3件程度を抽出し、計335件について支出担当課等に謝礼金の支払事務についてアンケートを行った。

抽出した335件の支出目的別、講師等の職種・肩書別の件数は、表4、表 5のとおりである。

表4: 謝礼金の支出目的について(抽出 335 件)

支出目的	件数	構成比
1. 市民向け講演会、教室、イベント等	47	14%
2. 児童生徒向け講演会、教室、実技指導、 学習補助等	166	50%
3. 職員向け講演会、研修会等	51	15%
4. 事業協力、事務補助等	18	5%
5. 医師、看護師等による検診、相談、指導等	4	1%
6. 協議会、委員会等出席等	5	1%
7. 相談、助言、指導、採点等		5%
8. 通訳、翻訳、原稿執筆、編集、アンケート 回答等		4%
9. イベント時の手話通訳		1%
10. イベント時の一時保育		2%
合 計	335	100%

表5:講師等の職種、肩書について(抽出335件)

職種、肩書	件数	構成比
1. 職業講師※1	24	7%
2. 教育研究者(大学、高校等教員)	42	13%
3. 専門資格者(医者、看護師、弁護士、保育士等)	49	15%
4. 民間会社の役員、社員	22	7%
5. NPO 法人、ボランティア団体の役員、構成員	68	20%
6. 国、府、他市等の公務員	3	1%
7. 特別技能者、特別経験者※2	46	14%
8. 地域住民	46	14%
9. 大学生、高校生等	7	2%
10. その他(職種等不問含む。)	28	8%
合 計	335	100%

- ※1 職業講師とは、研修会等の講師を業としている者である。
- ※2 特別技能者、特別経験者とは、通訳者、古文書解読者、演劇指導者、 けん玉名人などである。

(2) 講師等の選定等について

謝礼金支払対象者である講師等の選定等についてのアンケート結果は、次のと おりである。

表6:講師等の選定等について(抽出335件)

講師等の比較選定の有無	有		無	
講師寺の比較選定の行無	59 件	18%	276 件	82%
前回の講師等と同じ講師等を選定	同じ講	師等	違う講師等	
門四の神神寺と同り神神寺を選及	158 件	47%	177 件	53%
契約書や業務指示書の有無	有		4	
关が音で未伤相小音の有無 	72 件	21%	263 件	79%
謝礼金額の事前告知の有無	有		無	
耐化金銀の事用 ロ 知の有 無	320 件	96%	15 件	4%
講師等との打合せの有無	有		4	
(電話、メールのやりとりは除 く。)	181 件	54%	154 件	46%

講師等を選定するに当たり、比較選定していない割合は82%である。比較選定

したケースとしては、見積書比較、公募などがある。

同じ研修内容を実施する場合に、前回の講師等と同じ講師等を選定した割合は、 47%である。長年にわたって比較選定なく同じ講師等を選定している場合もあ る。

職業講師に研修を依頼する場合や、事業協力を団体に依頼する場合などは、謝礼金額も大きいことが多い場合がある。また、その依頼する業務は、属人的な業務ではなく、他の者との比較選定が可能であり、選定に当たっては、金額、内容について競争性を働かせることが可能な場合もある。その場合には、求められる履行水準があり、それに応じた仕様書を提示し、見積書を徴取し、契約書等を交わすことが可能である。

謝礼金額の事前告知が行われている割合は、96%である。謝礼金を事前告知 することで、役務の提供がより効果的に行われると思われる。

謝礼金を事前告知するときに、源泉所得税を謝礼金から差し引いて支払うことも伝えておく必要がある。33,411円(うち所得税3,411円)や11,137円(うち所得税1,137円)という源泉所得税控除後の謝礼金額に1万円未満の端数が生じないように積算し、謝礼金を支払っていた事例があった。

(3) 謝礼金の基準等について

謝礼金の基準等についてのアンケート結果は、次のとおりである。

次, 1811年至1年十八日日 (八周日 000 11)				
割り入の甘淮の左無	有		無	
謝礼金の基準の有無	102 件	30%	233 件	70%
時間単価基準の有無	有		無	
時間中個基準の有無	24 件	7%	311 件	93%
新·列 △士·// 士·//	口座振替		現金払・現物給付	
謝礼金支払方法	327 件	98%	8 件	2%
謝礼金以外の講師等に対する市	有		無	K
負担の有無	12 件	4%	323 件	96%

表7:謝礼金の基準等について(抽出 335 件)

謝礼金の基準があり、その基準により謝礼金額を決定している割合は、30%である。基準がない場合は、前回と同額の謝礼金額をそのまま決定したり、相手先との協議や相手先の料金表で決定したり、国や府の補助金算定基準や豊中市委員等の報酬及び費用弁償条例の報酬額を参考として決定していた。

謝礼金の時間単価基準がある割合は、7%であり、ほとんどの場合、時間単価 基準はなく、時間に関係なく1回当たりの金額設定である。

時間単価基準としては、以下のものなどがある。

・障害児・生徒スクールサポーター謝礼金(教育委員会児童生徒課)

1時間1,000円

・イベント時の一時預かり保育保育謝礼金(人権政策課) 1時間1,100円
・予防接種事務謝礼金(健康福祉部保健所) 1時間1,100円
・国民健康・栄養調査調査員謝礼金(健康福祉部保健所) 1時間1,391円

単価が低い謝礼金としては、以下のものなどがあった。

• 学校派遣通訳謝礼金(教育委員会人権教育課)

・視覚障害者に対する対面朗読ボランティア謝礼金(教育委員会読書振興課) 2 時間 500円

・駅頭美化啓発活動謝礼金(環境部美化推進課) 1 時間程度440円

・ミニデイサービス・ふれあい料理教室活動謝礼金(人権政策課)

1時間 400円

1時間2,000円

謝礼金の支払は、97%が口座振替払であり、2%が現金払と現物給付である。

現金払は、6件である。

現物給付の2件は、石鹸、ボールペンの給付であった。

現金払や現物給付の場合は、口座振替払と比べて、支払事務が煩雑になる。 現金払の場合は、現金の管理、領収書の徴取、精算があり、現物給付の場合は、 一般的に相手先から受領書を徴取することはなく、物品の購入管理、給付事務な ど口座振替払にはない事務が増える。

謝礼金以外の講師等に対する市負担としては、交通費や保険などを負担していた。保険のうちボランティア保険は、謝礼金を支払う場合は保険対象外となることもあるので、注意が必要である。

謝礼金の基準の主なものは、次のとおりである。

表8:主な謝礼金の基準

部局等名	基準の名称	具体例
人権政策課	豊中市 一時保育	1時間当たり 1,100円
	のてびき	
総務部	外部講師への依頼	・外部の有識者(大学教員,弁護士,
人事課	に係る謝礼金の基	民間企業役員,評論家等)講演会
	準等について	1.5 時間~2 時間 20,000 円~30,000
		円
		・専門機関から派遣の講師や専門講師
		(個人)集合研修(演習形式等) 1
		日研修(9 時~17 時)10 万円~25 万
		円がめやす
健康福祉部	謝礼金単価表	・乳幼児健康診査(4か月児健康診
保健所		査、1歳6か月児健康診査、3歳6
		か月児健康診査に従事する者)
		医師 26,000円
		歯科医師 26,000円
		保健師 7,290円
		看護師 6,280円
		歯科衛生士 5,680円
		栄養士 5,680円
		発達心理士 11,500円
		心理士 10,000円
		事務員 4,400円
健康福祉部	豊中市手話通訳・	派遣活動1回に対して 4,810円
障害福祉センター	要約筆記奉仕員派	
	遣事業に関する事	
	務要領	
環境部	豊中市廃棄物減量	・廃棄物減量等推進員 1回当たりの
家庭ごみ事業課	等推進員設置要綱	活動につき 500 円
		(活動内容)
		1. ごみの減量,再資源化並びに環境
		美化の推進に関する活動。
		2. 市が主催する研修会等への参加。
		3. 一般廃棄物の減量と資源化のため
		の施策への協力及び参画。
		4. その他,ごみの減量,再資源化の
		推進に関すること。

環境部 花とみどりの相談所	花とみどりの相 談所講師謝礼金 の基準	・花とみどりの講習会 2時間 大学助手、高校教諭、国官庁係長級、 他府県課長補佐級、会社団体のその 他職員が講義を行った場合15,000円 市民活動をされている方が講義を行った場合10,000円 公園みどり推進課と関わりのある団 体が講義を行った場合5,000円 ・花とみどりの相談4時間8,000円
政策企画部 都市創造研究所	とよなか都市創 造研究所の事業 における講師等 謝礼基準	・講演 2時間 任務について専門性及び経験を高度 に有する者(大学の教授・准教授な ど) 40,000円 任務について専門性及び経験を有す る者(大学の助教・講師・研究員など) 30,000円 任務について経験や関係を有する者 20,000円
教育委員会教育センター	適用講演謝礼金基準について	・講演 大学教授 20,000円 大学准教授 16,000円 大学講師 14,000円 大学助手 12,000円 専門家・研究家 12,000円〜20,000円 上記以外の講師 10,000円
教育委員会公民館	講師謝礼金 標準額	・講座 2 時間 大学教授 20,000 円 大学准教授 18,000 円 大学講師・助教 15,000 円 高校教員 12,000 円 小・中学校教員 10,000 円 専門家・研究家 15,000 円~25,000 円 趣味・実習講師 5,000 円~8,000 円 趣味・実習助手 2,000 円~3,000 円
選挙管理委員会事務局	点字投票翻訳者 謝礼金支払につ いて	開票事務 2 時間程度 6,500 円

都市活力部産業振興課	豊中市中小企業 等アドバイザー 派遣制度要綱	アドバイザー派遣 1回30,000円	
都市活力部 伝統芸能館	豊中市立伝統芸 能館人材ボラン ティア・スタッ フ謝礼金支給基 準	伝統芸能館の主催又は共催事業 1 事業 につき、1人1回2,000円	
こども未来部 放課後こどもクラブ	豊中市教育委員 会との連携事業 「サウンドスクー ル」派遣者への経 費支払いについ て	大学教員 演奏会(観賞授業)1回 15,000円	
こども未来部 放課後こどもクラブ	遊びのボランテ ィアの単価表	コマ回し教室 1 時間 2,000 円	

基準の中には、時間単価基準の考え方がないものもある。そのため、1時間の 講演であっても、2時間の講演であっても基準に基づき同じ謝礼金額が支払われ ている場合もあれば、時間単価基準の考え方を設定し、1時間の講演に対して、 2時間の基準額の半額が支払われている場合もある。

事業実施要綱の中で、謝礼金額を規定しているものもある。その実施要綱の中には、謝礼金受領者である講師等に、その業務で取得、見聞きした個人情報の取り扱いについて守秘義務を課しているものもある。

基準の中には、謝礼金とは別に、昼食代1,000円を支給することができるという規定があるものもある。また、謝礼金算定時に昼食代を加味して算定すべきとしている基準もある。

Ⅲ. むすび

これまで述べてきたことも含め重複する箇所もあるが、監査で明らかになった事項や検討を要する事項について、以下、所見を記述する。

1 謝礼金の基準と時間単価の設定について

各部局の基準を比較してみると、同じ時間、同じ講師に同じような講演を依頼しても、その依頼した部局等により、支払う謝礼金額が異なっている場合があった。 これは、部局によっては謝礼金基準がなかったり、謝礼金基準がある部局間で整合性がなかったり、時間単価の設定がなかったりすることによるものである。

これらを踏まえた謝礼金基準の検討が必要である。

2 履行確認について

謝礼金の支出に係る会計課の審査においては、役務費や委託料の審査と異なり、 支出命令書等に講演等の依頼書(契約書)の写しや履行確認書の添付は必要とされ ていない。謝礼金は、役務の提供によって受けた利益に対する代償として支給する ものであるので、会計課においては、講演等の依頼書(契約書)等によって役務を 特定し、役務が履行されたことを確認したうえで支払うことが望ましい。

会計課においては、謝礼金の支出命令書等の添付書類として、講演等の依頼書(契約書)の写しや履行を確認できるものを支出担当課に求めるよう検討されたい。

3 個人情報保護について

謝礼金を支払っている業務の中には、講演会ではなく、市民の個人情報を扱う受付業務、指導業務など市の事務事業協力業務がある。

これらの業務に対して謝礼金を支払う場合は、事前に、その従事者に、個人情報保護、守秘義務について告知し、誓約書などを徴取するなどして、市民の個人情報保護を徹底されたい。

4 最低賃金と謝礼金について

謝礼金の中には、時間単価にすると非常に低額なものもある。これは、交通費程度を謝礼金として支払っているものであるが、一部には依頼頻度が高いものもあり、その金額が、依頼している役務に対して適当かどうか、最低賃金法に基づく最低賃金額等も参考にするなど、支払金額を検討することも必要である。

5 謝礼金ではなく委託料で支払う方が望ましい業務について

謝礼金を支払っている業務の中には、業務遂行者の選定に当たり、入札や見積合わせ、提案型公募制の導入が可能であると思われる業務があった。

このような業務は、謝礼金ではなく、別の支出費目である委託料で支払う方が望ましいと思われる。そうすることで、市の契約事務の手続きに則った事務が行われ、

その業務がより経済的、効果的、適正に実施できると思われる。

(総括)

今回の行政監査において、前述したとおり謝礼金についての統一的な基準がないことにより、同じような講演を依頼しても、依頼部局によって謝礼金額が異なったり、交通費程度の謝礼金でよいのかどうかの判断が担当部局等に委ねられていたりといった課題が見られる。また、その業務が謝礼金ではなく委託料が望ましく、より経済的、効果的、適正に実施できると思われる業務もある。

さらに、謝礼金で支出する場合においても、支出に当たって、履行確認や、依頼 業務によっては個人情報保護を取り扱う場合のルールを定めておく必要もある。

本市では、毎年、市民向け講演会、講習会、職員研修等の講師などに謝礼金を支払っている。社会の変化に対応して、今後ますます外部の講師に依頼する機会は増えるものと予測され、また、市の事業に協力いただいた市民や団体にも謝礼金を支払っており、市民協働を推進する観点からも、現在、担当部課に委ねられている謝礼金の取扱いについてのルール作りが必要である。

市として統一的な謝礼金基準を検討されるよう望むものである。

行政監査調書 (別紙)

項目	No	質問項目	選択肢	回答上の注意点
グロ	No 1	部名	25 扩入机区	四合上の注意点 既に調査票に記入しています。
	2	部コード		既に調査票に記入しています。 既に調査票に記入しています。
所属	4 5	記入者名記入者所属課名		記入者名を記入してください。 記入者の所属課名を記入してください。
支払内容	6	記入者内線		記入者の内線番号を記入してください。
	7	支出件名		既に調査票に記入しています。 債権者住所等個人情報は一部削除しています。
	8	伝票番号		既に調査票に記入しています。
	9	支払日		既に調査票に記入しています。
	10	支出金額		既に調査票に記入しています。
謝礼会容の	11	謝礼金対象業務(以下、講演等 という)の種類	1.市民向け講演会・教室 2.児童生徒向け講演会・教室 3.職員向け講演会・研修会 4.実習受け入小活動支援・事業協力 5.受付補助・事務補助 6. 審議会・委員会出席 7.相談・助言・意見聴取 8.調査・翻訳・通訳・編集 9.その他	最もあてはまるもの1つを選択してください。 9.その他を選択した場合は、30偏考欄に具体的 内容を記入してください。
	12	謝礼金受領者(以下、講師等 という)の選定方法	1.前回と同じ講師等 2.公募 3.所属課で独自に選定 4.他課からの紹介 5.他機関、紹介業者等からの紹介 6.その他	6.その他を選択した場合は、30偏考欄に具体的 内容を記入してください。
	13	講師等の比較選定	1.比較選定した 2.比較選定していない	複数の講師等候補者から講師等を選定した場合、 比較選定したを選択してください。
	14	講師当の職種、所属、肩書等	1.職業講師 2.教育研究者(大学、高校等教員) 3.専門資格者(医者、看護師、弁護士、保育士、 公認会計士等) 4.民間会社の役員、社員 5.NPO法人、ボランティア団体の役員、構成員 6.国、府、他市等の公務員 7.特別技能者、特別総験者 8.地域住民 9.大学生、高校生等 0.その他(職種等不問含む)	最もあてはまるもの1つを選択してください。 7.特別技能者、特別経験者とは、陶芸愛好家、 視覚障害者などです。 0.その他を選択した場合は、30備考欄に具体 的内容を記入してください。
	15	講師等以外の補助者・ボラン ティアの人数	人数を記入	市が謝礼金を支払わない補助者やボランティア の人数です。 例えば、講師等が独自に補助者をつれてきた 場合や市が独自にボランティアを手配した 場合などです。
	16	講演等参加人数	1.10人未満 2.10人以上50人未満 3.50人以上100人未満 4.100人以上500人未満 5.500人以上 6.参加者はいない	講演等1回あたりの参加人数です。最も参加人数が 多かった会の人数です。 「11謝礼金対象業務(以下、講演等と言う)」の うち、5から8までの業務は参加者は想定できない ので「6.参加者はいない」を選択してください。
	17	講演等の実時間(移動時間、 待機時間、打ち合わせ時間、 準備時間除く)	時間数を記入	30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて ください。 例えば、1. 5時間は2と記入してください。
	18	講師等との打ち合わせ時間	時間数を記入	担当職員等が講師等と打ち合わせをした時間 数を記入してください。文書、メールのやりとりは含み ません。 30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げてくださ い。
	19	謝礼金額の事前告知の有無	1.告知有り 2.告知無し	講師等の募集時、依頼時に謝礼金額を明確に告知している場合は、1.告知有りを選択してください。謝礼 金額を明示せずに謝礼金を支払うだけの告知は2.告 知無しを選択してください。
	20	謝礼金単価の有無	1.単価あり 2.単価なし	1時間単価、1コマ単価、1回単価、1枚単価、1人単価、1月単価など謝礼金を積算する単価がある場合は単価ありとしてください。 講演会を1回だけ行い、それに対して10,000円支払った場合は、1回単価10,000円となり、単価ありとします。
	21	単価の具体的内容	何単価、何円と記入	20で単価ありの場合は、具体的に何単価何円かを記 人してください。 単価が複数ある場合は、一番高い単価を記入してく ださい。講演会を1回だけ行い、それに対して10,000 円支払った場合は、1回単価10,000円とします。
	22	謝礼金額基準の有無	1.有り 2.無し	謝礼金の金額について条例規則、通知、要綱・内 規、マニュアル等があればありとしてください。
	23	謝礼金額基準の具体名	具体的に記入	22で有りとした場合、具体的にその基準の名称を記 入してください。あわせて、基準のワード文書等を監 査委員事務局まで提供してください。
	24	謝礼金額基準がない場合の 金額の参考基準	1.豊中市「委員等の報酬及び費用弁償条例」 (9700円、18400円当) 2.最低賃金法 3.国、府、他市等の基準、通知等 4.民間業者、講師等が作成した基準、料金表等 5.講師等との協議 6.その他 7.参考基準なし・不明	る。その他を選択した場合は、30備考欄に具体的内容を を 記入してください。
	25	謝礼金支払方法	1.口座振込 2.現金払 3.その他	3.その他を選択した場合は、30備考欄に具体的内容 を記入してください。
	26	謝礼金以外の講師等に対する 市負担の有無	1.宿泊費、交通費(タクシーチケット提供含む) 2.食事代(弁当支給含む) 3.保険料負担(ボランティア保険など) 4.その他	職員の公用車による送迎、お茶の提供は含みません。 ん。 4その他を選択した場合は、30備考欄に具体的内容 を記入してください。また複数選択する場合は「4.そ
	27	契約書、業務指示書当の有無	1.有り 2.無し	講師等と予め、契約書、仕様書、覚書などを交わして いますか。 契約書等を交わしていなくても、市側から業務指示書 等(メール指示含む)を渡していますか。それらの場 合は、「1.4句」を選択してください。
	28	講師当への依存度	1.依存度強い 2.依存度弱い	講師等が講演等の当日に市側に連絡なく欠席した場合、その講演等の実施遂行は予定通り可能ですか。 実施遂行が不可能、著しく困難な場合は、「1.依存度 強い」を選択してください。
その他・	29	謝礼金の支払事務についての 意見、要望	自由記入	謝礼金の支払い事務についての、意見、要望、改善 提案等ありましたら記入してください。
	30	備考欄	自由記入	上記の選択肢でその他を選んだ場合、その具体的内容を記入してください
			I.	CHARLES CONTROL OF THE

令和元年(2019年)度行政監査 「謝礼金の支払事務について」 調査票 記入要領

- ◆ 今年度の行政監査は、謝礼金の支払事務について監査するものです。 調査票をとりまとめた結果は行政監査報告書として、市長に提出します。
- ◆ 提出期限は令和2年(2020年)2月28日(金)です。 総務担当課においてとりまとめの上、調査票エクセルデータをメールにて監査委員事務局まで提出してください。
- ◆ 調査対象は、平成30年(2018年)度の謝礼金の支払のうち監査委員事務局が抽 出した支払についてです。平成31年(2019年)度、令和元年度の支払ではありま せん。
- ◆ 2枚目シート「調査項目・選択肢」を参照し、3枚目シート「調査票○○部」に回答を記入してください。
- ◆ 調査票のエクセルのセルは結合、分割はしないでください。

※問い合わせ先:監査委員事務局 上鍛治(ウエカジ) 内線2486